

## 全労金2017春季生活闘争ニュース・第4号

### 3月6日、第88回中央労使協議会小委員会を開催しました！

#### ◎3月6日、第88回中央労使協議会小委員会を開催し、2016春季生活闘争で申し入れた「不妊に関する休業制度」に関わる現段階の到達点を確認しました！

全労金は、2016春季生活闘争で、労金協会に対し「不妊に関する休業制度の新設」を求め、申入書を提出しました。以降、全労金と協会は、「不妊治療」の現状や他企業の事例等の研究とあわせて、労金業態における制度構築に向けて協議を進めてきました。その結果、「休職制度の新設」には、協会・全国労金における議論も含め、さらに研究・検証を進める必要性を共有したうえで、現段階の到達点を確認しました。

具体的には、「中央協定」で定めている「諸休暇に関する協定の解説『その他』」のうち、「統一の対象とならない休暇」で示している「年休積立休暇制度」の取得事由例に、「育児、介護、不妊治療、ボランティア活動等」を追記するとともに、「本協定に定めのない特別休暇」として「不妊治療、ボランティア活動等」を追記しました。

全労金は、中央労使協議会小委員会で「休職制度の新設については、全国労金の同意が必要となることから、引き続き、研究・検討を進めることを前提に、協会・全国労金が休暇の必要性を認識した点を評価し、現段階における到達点とする。しかし、不妊治療を行っている職員は、子どもか仕事かの選択を求められており、時間的制約もある中で、日々悩まれている。また、この問題は、社会問題であり、連合も2017春季生活闘争方針に盛り込んでいる。労働金庫の社会的役割を発揮するためにも、一刻も早く休職制度が確立できるよう、具体的な研究を進める必要がある」と表明し、協会・吉田常務から「不妊治療への支援策は、社会的要請であることは認識している。これから様々な支援方法を検討したい」等と表明されました。

なお、既に導入した単組では、「不妊治療」を目的とした積立休暇制度の利用実績も報告されています。すべての単組で「積立休暇制度」や「特別休暇」が導入され、「不妊治療」のための休暇取得が進むよう、組織全体で職場風土を変えていきましょう！

以上